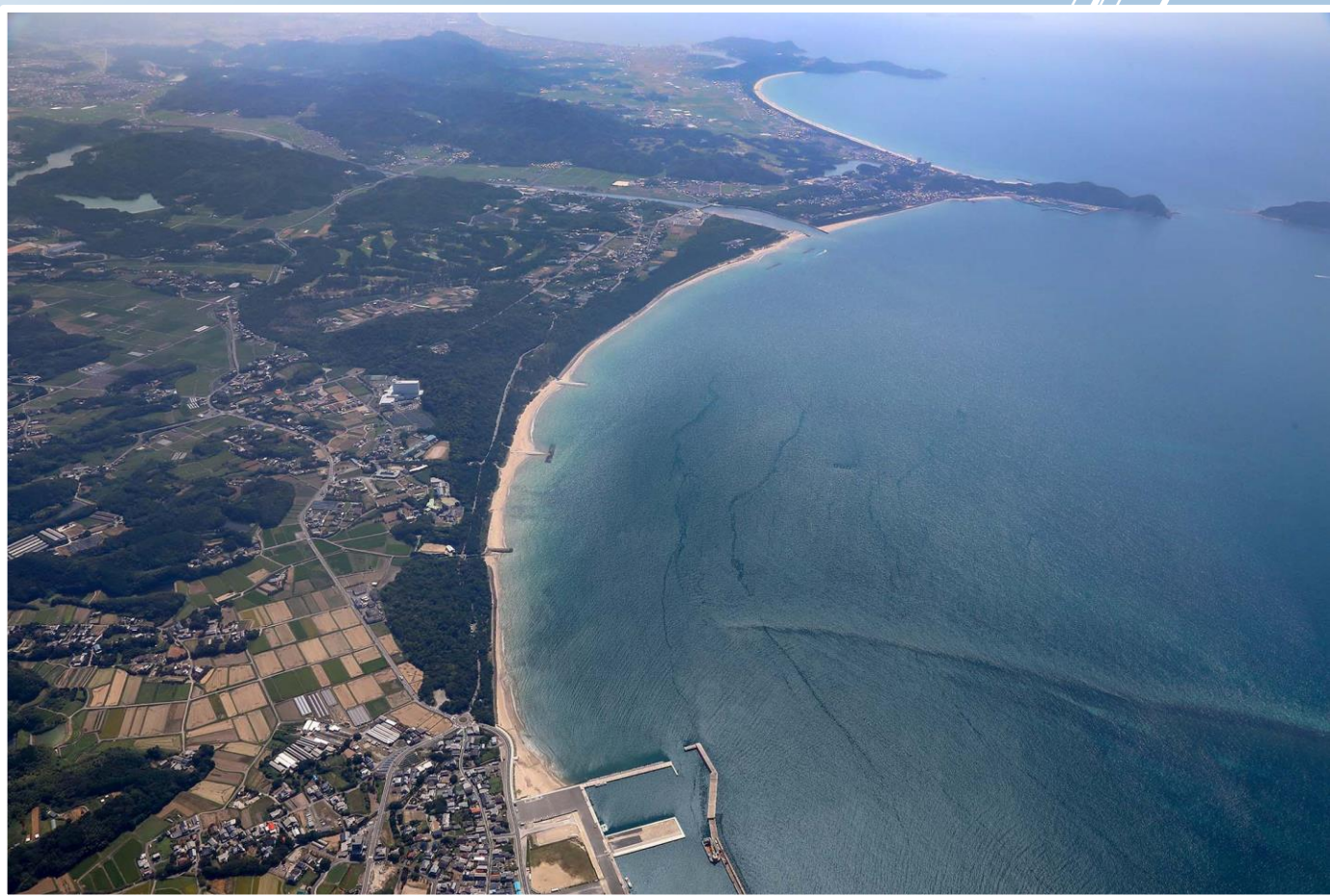


みんなで守ろう 美しい海岸

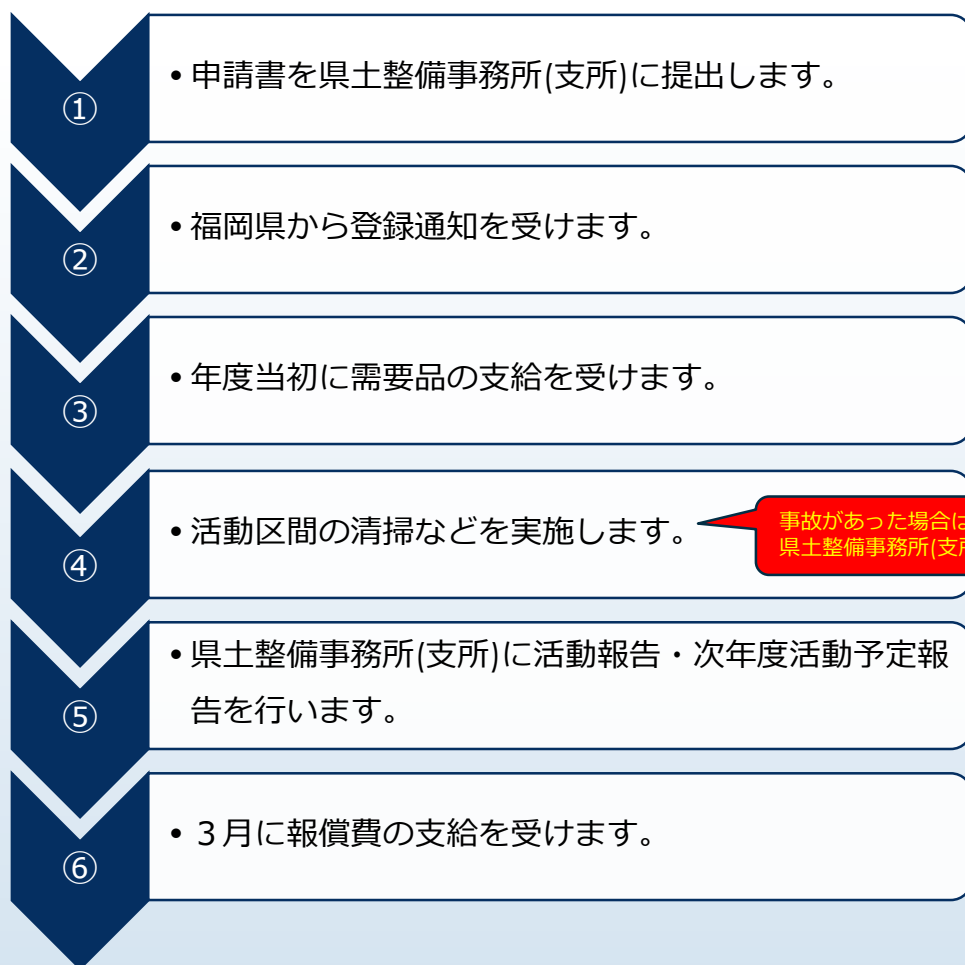
— クリーンビーチ推進事業 —

福岡県は、海岸の清掃などの海岸
愛護活動を行うボランティア団体
への支援を行います。



福岡県県土整備部港湾課

活動の基本的な流れ



みんなの海、みんなで守ろう！！

福岡県 県土整備部 港湾課 管理係

TEL.092-643-3674

<https://www.kowan.pref.fukuoka.lg.jp/>

お問い合わせ・連絡先

福岡県土整備事務所 ……TEL.092-641-6581	前原支所……TEL.092-322-2961
三池港管理出張所 ……TEL.0944-54-7248	柳川支所……TEL.0944-72-4155
京築県土整備事務所 ……TEL.0979-82-3351	行橋支所……TEL.0930-23-1746
北九州県土整備事務所……TEL.093-691-2764	宗像支所……TEL.0940-36-2005
苅田港務所 ……TEL.093-434-0586	

福岡県の支援制度とは・・・

Q

・ 支援する団体ってどんな団体？

A

・ 福岡県が管理している海岸で、清掃などの海岸愛護活動を組織的・継続的に行う県に登録されたボランティア団体です。

Q

・ どんな団体が登録できるの？

A

・ 以下の基準を満たした海岸愛護活動を行うボランティア団体です。

- ・ ①会員数が25名以上
- ・ ②毎年2回以上、継続的に活動を行う
- ・ ③登録する活動区間において活動を行う

Q

・ どんな支援が受けられるの？

A

・ 具体的な支援内容は以下のとおりです。

- ・ ①報償費の支給（活動報告提出後）
1団体につき年5万円を支給します。※2万円の加算有
- ・ ②需要品の支給
年2万円を限度に、軍手・長靴など活動に必要なものを支給します。※2万円の加算有
- ・ ③傷害・賠償責任保険の加入
万が一の事故に備えて保険に加入します。
- ・ ④アダプト・サインの設置（原則、企業団体）
活動区間に、表示板を設置します。

Q

・ どうやって登録するの？

A

・ お近くの県土整備事務所（支所）[裏面参照]にお問い合わせください。申請時に必要な書類は、申請書・団体規約などです。

近所の方々、気の知れた友人、企業の同僚や学校の仲間たちと海岸愛護活動（ボランティア活動）を行いませんか？

支援の体制



支援の内容

- | | |
|--------|--|
| 海岸愛護団体 | •海岸愛護団体は、支援制度への登録に併せて活動区間を決め、福岡県から支援を受けながら、定期的に清掃などの海岸愛護活動を行います。 |
| 市町村 | •市町村は、海岸漂着物処理推進法（漂着ごみの円滑な処理の推進）に基づき、海岸愛護団体と福岡県への情報提供や海岸愛護団体への協力（収集ごみの処分など）を行います。 |
| 福岡県 | •福岡県は、海岸愛護団体から申請を受けて、報償費・需要品の支給、傷害・賠償責任保険への加入など、活動に対する支援を行います。 |